

雇用保険失業認定日の特例措置について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、**緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置（以下「緊急事態宣言等」という。）適用初日から解除後最初の失業認定日が指定されている方は、次の方法「郵送による証明認定」により失業の認定を行うことができますので、ご案内いたします。****緊急事態宣言等解除後2回目以降は高齢（60歳以上）であること、基礎疾患を有すること及び妊娠中である方のみが対象**となります。

1 郵送による証明認定

当初指定されていた失業認定日から7日以内にハローワークに下記の必要書類を郵送し失業の認定を受ける方法。

【必要書類】

- ① 雇用保険受給資格者証
- ② 失業認定申告書（裏面記入例参照）※1
- ③ 本人宛返信用封筒（切手不要）※2

※1 失業認定申告書の備考欄に「**新型コロナウイルス感染防止のため安定所に来所困難**」（緊急事態宣言等解除後2回目以降は、「**高齢であることから/基礎疾患を有することから/妊娠中であることから、新型コロナウイルス感染防止のため安定所に来所困難**」）と必ず記載してください。また、失業認定申告書の記載内容に不備等があった場合には、お電話でご確認させていただきますので、**必ず電話番号の記載**をお願いします。

※2 失業認定及び基本手当振込等の処理を行い、雇用保険受給資格者証と次の失業認定日用の失業認定申告書（支給終了となった方は雇用保険受給資格者証のみ）を郵便にてご返送いたしますので、**返信用の封筒を同封**してください（切手貼付不要）。

※3 指定されている失業認定日に通常どおり来所いただき、失業の認定を行うことも可能です。

2 求職活動実績について

緊急事態宣言等の適用期間が認定期間に1日以上含まれる方及び上記1により「郵送による証明認定」を受ける方については、求職活動実績の基準を適用せずに給付を行うことができます。

※求職活動を行った場合には、失業認定申告書の3欄、アに○をし、必ず詳細を記入してください。

※求職活動を行えなかった場合には、失業認定申告書の3欄、イに○をし、「**新型コロナウイルスの感染防止のため求職活動が行えなかった**」と記入してください。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況により、取り扱いが変更になる場合があります

変更となった場合には、随時当所ホームページにてお知らせします。

※郵送による証明認定を行う場合は、ご来所いただく場合よりも振込まで時間がかかりますのでご了承願います。

ご不明な点は、電話にてお尋ねください。

〒170-6003

豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 3階
ハローワーク池袋 雇用保険給付課

電話 03 (5958) 8609 (1 #)